

## 同一の監理技術者等が管理できる範囲について

### 監理技術者制度運用マニュアル 三の（２） 監理技術者等の専任期間（抜粋）

「このほか、同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合には、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。」

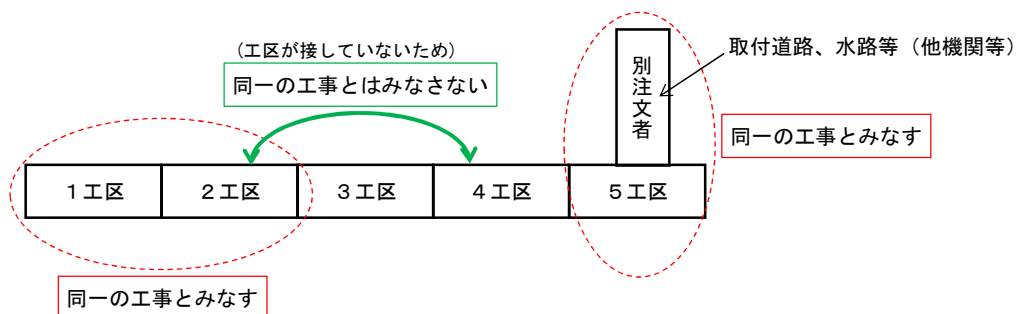
工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方は、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任の者でなければならない。（建設業法第 26 条第 3 項）

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。（ただし、必ずしも当該工事現場への常駐を必要とする者ではない。）

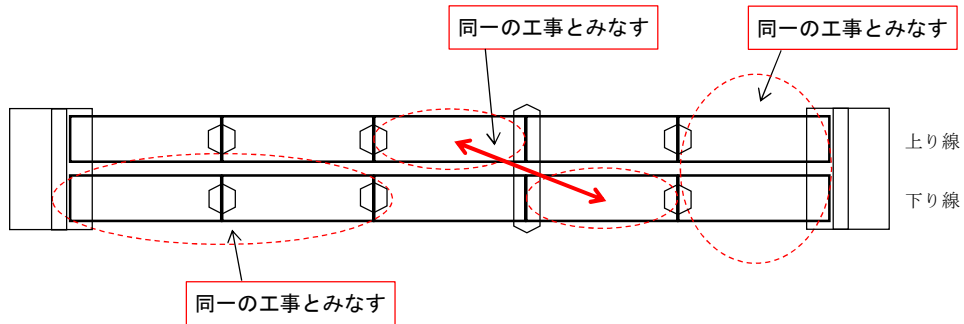
「同一の建築物又は連続する工作物」及び「複数の工事を一の工事とみなし」の考え方について、次の事項を基本とし、事例を参考に運用することとする。

- ① 主たる工種（積算体系のレベル 2）が同一で、工作物が接している工事。
  - ② 全ての注文者（発注者）が認めた工事であれば、件数に制限は設けない。
  - ③ 施工ヤードが隣接するのみの工事は、同一の工事とみなさない。
  - ④ その他、合理的な技術上の管理が可能な範囲で発注者が認める工事。
- ④については、発注前に建設企画課土木技術グループと調整を行うこと。

## ○道路、河川等において、工区を分けて発注した場合

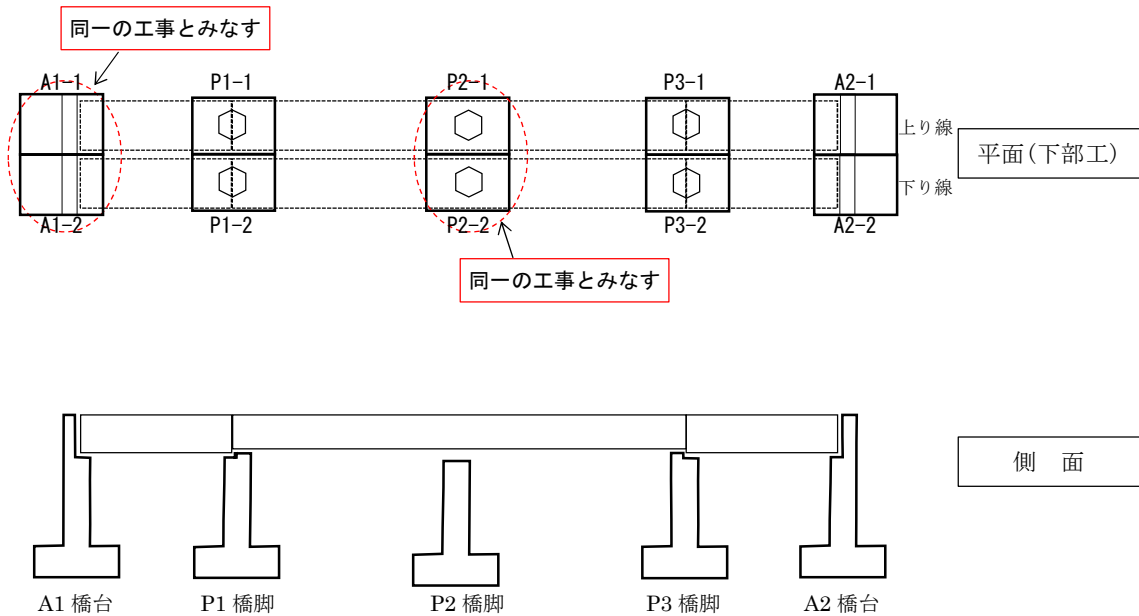


○橋梁上部工において、分割発注した場合（径間、上下線を全て分割した場合を前提とする）



※橋梁上部工において構造物が接しているとは、同一の下部工に架かる上部工とみなし、これらの上部工は、**同一の工事とみなす**

○橋梁下部工において、分割発注した場合（上下線を全て分割した場合を前提とする）

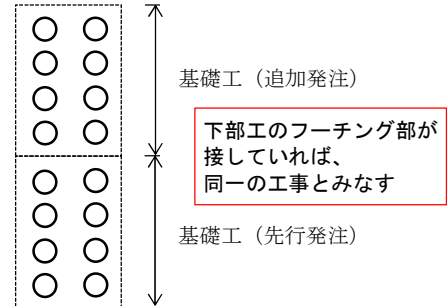
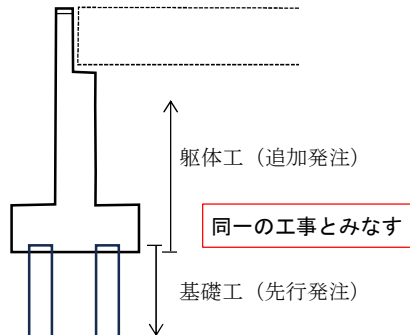


※同径間（上下線・歩車道・側道を含む）でフーチング及び躯体部の一部が接しているもの（目地材等で分断されているものも含む）は、**同一の工事とみなす**

○橋梁下部工において、

基礎工と躯体工を分割して発注した場合

基礎工を分割して発注した場合

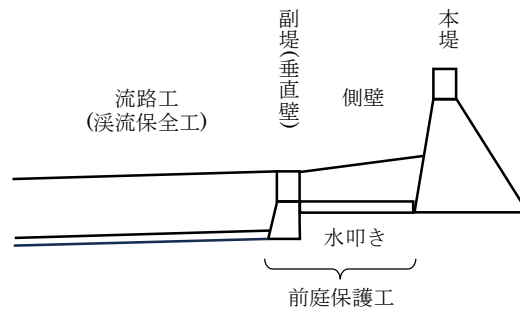


○下水道処理場等における場合（排水機場も含む）

- ・同一の建物内において接続する機械（電気）設備は、**同一の工事とみなす**
- ・場内において有線で接続する電気通信設備は、**同一の工事とみなす**

○砂防施設における場合

- ・主たる工種が同一で施設が接している工事は、**同一の工事となみす**



例1：本堤工事に前庭保護工の側壁・水叩きを追加発注した場合は、

**同一の工事とみなす**

例2：本堤工事に副堤（垂直壁も含む）工事を追加発注した場合は、

（構造物が接していないため）**同一の工事とはみなさない**

例3：副堤（垂直壁も含む）工事に流路工を追加発注した場合は、

（工種が異なるため）**同一の工事とはみなさない**

○急傾斜地崩壊対策施設における場合

- ・道路、河川等の工区に分けと同じとする

○公園等における場合

- ・隣接する工事範囲で接続する工作物がある場合は、**同一の工事とみなす**

例1：園路や排水構造物等、連続している工作物が主たる工事は、**同一の工事とみなす**

例2：休憩施設や遊具等、点在する施設が主たる工事は、**同一の工事とはみなさない**

(構造物が接していないため)

○浚渫船等による浚渫の場合

- ・道路、河川等の工区に分けと同じとする

○防波堤、岸壁及び物上げ場の場合

- ・道路、河川等の工区に分けと同じとする